

<p>○補助の対象となる「中小企業者」とは？</p>
<p>中小企業基本法第2条第1項の定めによる</p>
<p>(中小企業者の範囲及び用語の定義)</p> <p>第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。</p> <p>一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
<p>○「中小企業団体」とは？</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項によるもの、または商店街振興組合法第2条第1項に定める組合及び市長が認める商工団体</p>
<p>・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項</p> <p>(中小企業団体等の種類)</p> <p>第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業協同組合</p> <p>二 事業協同小組合</p> <p>三 削除</p> <p>四 信用協同組合</p> <p>五 協同組合連合会</p> <p>六 企業組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 商工組合</p> <p>九 商工組合連合会</p>
<p>・商店街振興組合法第2条第1項</p> <p>(人格及び住所)</p> <p>第二条 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。</p>